

重要事項説明書

1 事業の目的と運営方針

要介護状態又は要支援状態にある方に対し、適正な指定通所介護及び第一号通所型サービス事業、予防型通所介護サービスを提供することを目的とします。指定通所介護の提供にあたっては、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。また、第一号通所型サービス事業、予防型通所介護サービスの提供にあたっては、利用者の心身機能の維持回復を図り、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

2 事業者の内容

(1) 事業者及び事業所、提供できるサービスの地域

事業者	社会福祉法人 心和会
事業者所在地	鹿児島県指宿市東方 3 6 5 番地
事業所名	千寿園デイサービスセンター
事業等の種類	通所介護、第一号通所型サービス事業
指定番号	4671000489
所在地	鹿児島県指宿市東方 357-2
管理者の氏名	松元 育郎
電話番号	0993-22-2480
FAX 番号	0993-22-2005
サービスを提供する地域	指宿市

(2) 事業所の従業者体制

	職務内容	常勤	非常勤	合計
管理者	業務の一元的な管理	1 名 (兼務)	0 名	1 名
生活相談員	生活相談及び指導	2 名 (兼務)	0 名	2 名
看護師 (又は准看護師)	心身の健康管理、口腔衛生のチェック及び指導、保健衛生管理	1 名 (兼務)	0 名	1 名
介護職員	介護業務	3 名 (兼務)	1 名	4 名
機能訓練指導員	身体機能の向上 健康維持のための指導	1 名 (兼務)	0 名	1 名
事務員	請求・経理等の事務。	1 名 (兼務)	0 名	1 名

(3) 設備の概要

○食堂

利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・椅子・箸や食器類などの備品類を備えます。

○機能訓練室

利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

○その他の設備

設備としてその他に、医務室・相談室・事務室等を設けます。

(4) 定員及び営業時間帯

	定員	営業時間帯	サービス提供時間
月曜～金曜日	25 名	午前 9 時 00 分～午後 6 時 00 分	午前 9 時 00 分～午後 3 時 00 分
土曜日	25 名	午前 9 : 00～午後 1 時 00 分	午前 9 時 00～午後 0 時 15 分

* 延長サービス時間帯は下記のとおりです。

ア) 8 : 00～ 9 : 00 までの 1 時間

イ) 15 : 00～17 : 00 までの 2 時間

3 サービスの内容

【 要 介 護 】

(1) 送迎

- ①送迎車により、事業所と自宅との間を行います。
- ②通常の営業時間の利用の方を送迎します。

(2) 給食

利用者に合った食事を提供します。

(3) 入浴

見守りや直接介助により、入浴を提供します。

(4) 機能訓練

機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員が共同して個別機能訓練計画書を作成し、計画的に機能訓練を行い、日常生活動作の維持及び低下の防止に努めます。

(5) 生活指導

事業者の従業者はもとより、関係機関等と連絡調整し生活の向上を目指します。

(6) 健康状態の確認

バイタルチェック（血圧・体温・脈拍）を行います。

(7) その他利用者に対する便宜の提供

【要支援】

- (1) 運動機能向上
- (2) 口腔機能向上訓練
- (3) 栄養改善相談及び指導
- (4) 健康状態の確認
- (5) アクティビティ

※送迎・給食・入浴のサービス利用については、ご相談ください。

4 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該通所介護（介護予防通所介護）が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法により介護報酬の告示上の額として設定します。

□介護報酬告示額

【要介護】

※通常規模型通所介護費 6時間以上7時間未満の場合

(1) 通所サービス基準

		単位数	1割負担で表示
要介護1		584単位	584円
要介護2		689単位	689円
要介護3		796単位	796円
要介護4		901単位	901円
要介護5		1008単位	1008円

(2) 加算料金等

入浴加算	1日につき	40単位	40円
科学的介護推進体制加算	1カ月につき	40単位	40円
時間延長加算	1時間ごと (9時間を超える場合)	50単位	50円
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	介護保険の定める料金 介護報酬総単位数（基本サービス費＋各種加算減算）×9.0% 【1単位未満の端数四捨五入】		

※但し、当該通所介護施設と同一建物内の「軽費老人ホーム千寿園」の入所者については、通所介護同一建物減算の対象になり1日につき94単位を所定単位数から減算します。

※自宅からデイサービスまでご家族が送迎される場合は通所介護送迎減算の対象になり1回につき47単位を所定単位数から減算します。

※介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）については、区分支給限度基準額の算定対象から除外します。

※通所介護同一建物減算については、区分支給限度基準額の算定対象から除外します。

□その他の費用

(1) 送迎加算

通常の事業地域を越えた地点から、1km 毎 30 円/k

(2) 食事の提供に要する費用

昼食	500 円/回
〔 朝食	380 円/回
〔 夕食	500 円/回

※但し、当該通所介護施設と同一敷地内の「有料老人ホーム千寿園ガーデンヒルズ」「軽費老人ホーム千寿園」の入所者については、当該通所介護利用中の食事は入所中の各施設より材料等を搬入して提供されているため、当該通所介護事業所で食事提供は行ないますが費用は徴収しません。

(3) 特別な食事の費用 実費

(4) 日常生活費

おむつ代	120 円/枚		
パンツタイプ	150 円/枚	尿取りパット	30 円/枚
褥瘡処置用滅菌ガーゼ	15 円/枚		

(5) 特別な行事等 実費

(6) サービス延長料金 100 円/15 分

【要支援（事業者対象者も含む）】

(1) 基本料金（1 月につき）

サービス提供種類		利用内容	単位	1 割負担で表示
事業対象者	緩和型	週 1 回程度	300 単位/月額	300 円
	相当サービス (要支援 1 相当)	週 1 回程度	1,798 単位/月額	1,798 円
要支援 1		週 1 回程度	1,798 単位/月額	1,798 円
要支援 2		週 2 回程度	3,621 単位/月額	3,621 円

(2) 加算料金等

介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	介護保険の定める料金		
	介護報酬総単位数（基本サービス費＋各種加算減算）×9.0% 【1 単位未満の端数四捨五入】		
科学的介護推進体制加算	1 カ月につき	40 単位	40 円

※但し、当該通所介護施設と同一建物内の「軽費老人ホーム千寿園」の入所者については、通所介護送迎減算の対象となり、1 月につき要支援 1 の方は 376 単位、要支援 2 の方は 752 単位を所定単位数から減算します。

※介護職員処遇改善加算（Ⅱ）については、区分支給限度基準額の算定対象から除外します。
※通所介護同一建物減算については、区分支給限度基準額の算定対象から除外します。

☐その他の費用

要介護と同じ

5 利用者負担金の支払い方法

事業者は当月の利用者負担金の請求に明細を付して、翌月 15 日までに利用者へ請求し、利用者は当事業所指定の金融機関への口座振替の方法により支払います。

ただし、口座振替が開始されるまでの期間は、口座振込による支払で対応します。

6 サービス利用に当たっての留意事項

- ①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報ください。
- ②利用者は、事業所内の機器及び器具を利用される際、必ず従業員に声をかけてください。
- ③事業所内での金銭及び食べ物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ④従業員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

7 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連携を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年 2 回利用者及び従業員等の訓練を行います。

8 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

9 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10 守秘義務に対する対策

事業者及び従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業員との雇用契約の内容としています。

11 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

12 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

13 虐待防止に関する事項

＊事業者は、利用者の人権の援護・虐待防止のための次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止をするための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

＊事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者

(利用者の家族等高齢者を現に養護する者) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

14 苦情相談窓口

＊サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

苦情解決責任者	： 施 設 長	松元 育郎
ご利用相談窓口	窓口担当者	生活相談員 池水 千夏
ご利用時間	： 月～金曜日	9：00～17：00
	： 土曜日	9：00～12：00
電話番号	： TEL	0993-22-2480

＊公的機関においても、次の機関において苦情申出ができます。

指宿市役所介護保険担当課	TEL	0993-22-2111
鹿児島県高齢者生き生き推進課	TEL	099-286-2568
鹿児島県福祉サービス運営適正化委員会	TEL	099-286-2200

＊苦情処理第三者委員会

梅垣 晃一	TEL	0993-24-5252
西川 博之	TEL	0993-22-2052

(公平中立な立場で、苦情を相談にのっていただける委員です。)

15 個別援助計画書の作成等

事業所は、居宅サービス計画書が立てられている場合はその計画に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの通所介護計画書を作成し、利用者、家族に説明する。

2 事業所は、個別援助計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理及び評価も行うものとする。

16 サービス提供記録の記載

従業者は介護保険法の規定により、利用者に代わって支払を受ける保険給付の額その他必要な記録をサービス提供記録書に記載するものとする。

17 記録の整備

事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 事業所は、利用者に対するサービス提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間は保存するものとする。

18 協力医療機関

事業者は、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

伊藤記念病院 鹿児島県指宿市東方 367
宮崎歯科医院 鹿児島県指宿市東方 18-2

19 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご利用者様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務についても同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意または過失が認められ、ご利用者様の置かれた心身の状況を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。
とりわけ、以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (ア) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (イ) 利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (ウ) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合

(エ) 利用者が、事業者及び従業員の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

20 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対しサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画の従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

21 その他運営に関する重要事項

事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設けるとともに業務体制の整備に努める。

- (1) 採用時研修 採用後 6か月以内
- (2) 継続研修 随時

- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人心和会との事業者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものより通所介護従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

22 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価の実施状況	有・無
評価機関	NPO 法人自立支援センター福祉サービス評価機構
評価年月日	令和5年3月2日
評価結果の開示方法状況	有・無

指定通所介護サービス又は第 1 号通所型サービス事業の開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

< 事業者 >

住 所 鹿児島県指宿市東方 357-2
事業所名 社会福祉法人 心和会
千寿園デイサービスセンター
事業所番号 4 6 7 1 0 0 0 4 8 9

説 明 者 : _____ ㊞

私は、契約書及び本書面により、事業所から指定通所介護サービス又は第 1 号通所型サービス事業について重要事項説明を受け同意いたしました。

令和 年 月 日

< 利用者 >

住所 _____

氏名 _____ ㊞

< 利用者代理人（選任した場合）>

住所 _____

氏名 _____ ㊞ （続柄 ）